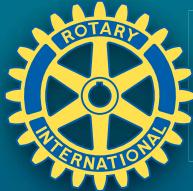




# ロータリーを実践し みんなに豊かな人生を

R.I 会長  
第 2590 地区ガバナー  
Weekly No. 1984 号

ロン D. バートン  
市川 緋佐磨



## 川崎中ロータリークラブ会報

KAWASAKI NAKA ROTARYCLUB / FOUNDED 1972.7.15

### 会長テーマ：無理なく楽しくみんなでロータリーを実践しましょう！

会長 上原伸一  
副会長 白井正男  
幹事 萩原ひとみ  
S A A 市川実  
会報委員長 田中信男

2013~2014  
第 2004 回例会  
平成 26 年 1 月 14 日

例会日 毎週火曜日 12 時 30 分  
例会場 川崎市中原区小杉町 3-10 ホテル 精養軒  
Tel (044) 711-8855  
事務所 川崎市中原区小杉町 3-428 山脇ビル402号  
Tel (044) 722-4331  
Fax (044) 722-6334  
E-mail: k-naka@galaxy.ocn.ne.jp

### 例会報告

開会点鐘 上原伸一 会長  
司会 市川実 SAA  
合唱 「我等の生業」  
お客様紹介 高木洋一 親睦活動委員長

ゲストスピーカー 杉岡 麻子 様	弁護士
ゲスト 今井 健仁 様	司法修習生 長谷山会員のゲスト

### 今後のプログラム予定

1月		プログラム名
第 3 例会	1 月 21 日	卓話「社会奉仕について」貝田充 社会奉仕委員長
第 4 例会	1 月 27 日	第二グループ 6 クラブ合同例会

### 出席報告 小川慶一出席委員長

会員数	出席数	欠席数	出席率	前々回修正出席率
47 名	32 名	15 名	80.0%	欠 13 名 MU 1 名 92.11%

対象外 7 名

対象外 10 名

堀一 慶明 会員 島 利夫 会員 小林 敏伸 会員 志村 修司 会員  
小丸日出夫 会員 貝田 充 会員 鹿島 義久 会員 大場健之介 会員  
内藤 幸彦 会員 叶野 聰 会員 三木 治一 会員 田中 信男 会員  
成川幸治郎 会員 井上 光明 会員 市川 宏 会員 本日の欠席者

### ニコニココーナー

上原伸一君：本日はお忙しいところ杉岡先生には卓話にお越しいただきありがとうございます。  
萩原ひとみ君：本日は杉岡先生、卓話を引き受けいただきましてありがとうございます。被災地支援のお話、どうぞ宜しくお願い致します。  
白井正男君：本日の卓話、弁護士杉岡麻子先生よろしくお願ひ致します。  
伊藤文治君：本日は、ご多忙の中、杉岡様には卓話を頂きありがとうございます。  
高木洋一君：「ロータリーの友」へ行くので早退させて頂きます。

小川慶一君：明けましてお出でございます。  
本年も又よろしく。

川口禮敬君：杉岡麻子先生、卓話ありがとうございます。

小山政吉君：「被災地支援」杉岡麻子先生の卓話楽しみにして居ります。

細山勝三郎君：寒さが厳しくなりました。  
皆様お体に気をつけて下さい。

田邊進君：成田山新勝寺への初詣に先日 9 日に行って参りました。

小島徹君：新年おめでとうございます。  
今年もよろしくお願いします。

渡辺新治君：卓話楽しみにしています。本日もよろしくお願いいたします。

長谷山尚城君：杉岡先生、今日は楽しみにしております。  
よろしくお願いします。

市川実君：杉岡先生、本日は宜しくお願いします。

合計	14 件	¥ 15,000
累計	426 件	¥ 589,000

### 会長報告 上原伸一 会長

- 地区より 2013-14 年度 下期地区資金振込の依頼が届いております。
- 地区より半期報告書の提出について連絡がきております。
- 地区より「クラブの参加資格認定：覚書（MOU）」の提出について連絡がきております。
- 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会より 2013-14 年度下期普通寄附金のお願いが届いております。
- 地区より、東日本震災復興プロジェクト申請再募集のお知らせがけております。
- 第 2 グループ会長幹事会が 1 月 10 日（金）に開催されました。  
以下の報告並びにお願いがございました。
  - 6 クラブ合同例会（1 月 27 日（月）ホテル KSP）について
    - 出席人数の変更は 1 月 20 日まで（入会候補者参加可）
    - 各クラブの会長・幹事・SAA・親睦（2 ~ 3 名）・事務局は 16 : 00 に 3 階ロビーに集合
    - 新会員の紹介
  - 第 1.2.3. グループ IM（2 月 12 日（水）多摩市民館）について
  - 青少年交換学生の受け入れホストクラブの選定

- 川崎鷺沼 RC
- ④会員研修会（3月16日（日）聖光学園）
- 入会3年未満会員中心
- ⑤第30回ライラ開催（2月15日（土）16日（日）県立三浦ふれあい村）について
- ⑥各クラブの現況

## 幹事報告 萩原ひとみ幹事

### ① 例会場・時間の変更

川崎高津 RC より

- 1月31日（木）休会
- 2月13日（木）→12日（水）に変更 移動例会  
第1・2・3グループIMに参加
- ②定款細則委員会を来週1月21日例会後例会場にて開催予定です。関係各位のご出席をお願いいたします。
- ③タウンニュースに新年のご挨拶が記載されています。  
回覧でご確認ください。
- ④新年賀状が届いております。回覧でご確認ください。
- ⑤1月28日（火）の例会は、1月27日（月）（点鐘17時30分）の6クラブ合同例会（ホテルKSP）の移動例会になりますのでご注意ください。

## 卓話 弁護士 杉岡麻子様 「東日本大震災と弁護士の役割」



### プロフィール

**弁護士 杉岡 麻子**  
慶應大学法学部法律学科卒業後2000年に司法試験合格。2002年より弁護士活動を始められました。長谷山会員とは同期です。

### 震災地での主な弁護士相談活動

- ・岩手弁護士会  
3月22日に電話相談、3月29日に面談相談と開始
- ・仙台弁護士会  
3月23日に電話相談、3月26日に面談相談を開始  
→電話相談初日107件、2日目108件
- ・福島弁護士会  
3月29日に電話相談、4月2日に面談相談を開始
- ・日弁連及び東京三会  
3月23日に全国を対象とした電話相談を開始  
→初日44件、ピーク時77件  
その他、さいたまスーパーアリーナ、味の素スタジアム等で避難所相談開始

### 法律相談の内容例

「5人家族のうち、義父、義母、夫が死亡し、娘が行方不明。災害弔慰金の給付はどうなるか?」「仮設住宅を早く準備してほしい。教室に4人家族8人で住みプライバシーがない」「家を購入後3時間で流された。住宅ローンの支払いはどうなるのか?」

弁護士として制度の説明のみで終わってしまう悩み。力を落としている被災者に「どうにもならない」と説明するときの無力感。  
→本当に「どうにもならない」のか?  
→法律相談及び個別事件の受任以外にも、できることはないのか?  
→被災者の声を集約して、被災者支援のための法律や制度を、改正したり新たに作ったりすることはできないのか?

### 立法提言活動

- ①相続放棄の熟慮期間の延長
- ②災害弔慰金の受給者の拡大
- ③災害救護資金の保証人と利率の改定

- ④差し押さえ禁止債権の創設
- ⑤復興基本法の改正
- ⑥震災特例法の制定
- ⑦個人版指摘整理ガイドライン及び事業者再生機構等の策定・成立
- ⑧原子力損害賠償請求紛争解決センターの創設
- ⑨罹災都市借地借家臨時処理法の改正
- ⑩子供被災者支援法の制定
- ⑪原発事故損害賠償請求に関する消滅時効を延長する特例法の制定

### 弁護士のできることは何か?

- ・ひとりひとりの被災者のための法律相談・受任
- ・被災者全体の為、そしてきたるべき大災害に備えての、被災者支援のための立法提言活動  
→NPO法人等と連携しての活動が必要
- それぞれの人が、得意分野を生かしつつ、連携しながら支援活動を行うことが必要

### 卓話の内容

東日本大震災発生後、弁護士は、被災地に赴いて、避難所や仮設住宅などで法律相談を行いました。岩手県、宮城県及び福島県の弁護士も、自らも被災しながら、3月下旬には電話や面談による法律相談を開始しました。しかし、被災者の方々から相談を受けても、「今の制度ではやむを得ない」「申し訳ないが、どうにもならない」と答えざるを得ないことがあります。無力さを痛感する場面が多くありました。そのような中、日本弁護士連合会及び被災地の弁護士会の弁護士を中心に、「このままではいけない。」「被災者の声を集約して制度を変えよう。新たな制度をつくろう。」という声が高まり、法律相談の集約作業が開始されました。例えば、平成23年のGWに行われた宮城県下避難所一斉相談においては、956件の法律相談のうち、住宅ローンの問題が18%を占めることが分かり、津波で自宅や事業所を流された被災者が残された住宅ローンの支払いに苦しむいわゆる二重ローン問題の深刻さが改めて分かりました。その他、各地で行われた4万件超の法律相談の内容をデータベース化し立法事実として取り出せるようにし、ロビー活動を行いました。その結果、弁護士が関わって実現した法律や制度は、災害弔慰金の受給者の拡大や、個人版私的整理ガイドラインの策定、原発事故損害賠償請求に関する消滅時効を延長する特例法など、多岐にわたります。



参考資料：YAHOO!JAPAN

が残された住宅ローンの支払いに苦しむいわゆる二重ローン問題の深刻さが改めて分かりました。その他、各地で行われた4万件超の法律相談の内容をデータベース化し立法事実として取り出せるようにし、ロビー活動を行いました。その結果、弁護士が関わって実現した法律や制度は、災害弔慰金の受給者の拡大や、個人版私的整理ガイドラインの策定、原発事故損害賠償請求に関する消滅時効を延長する特例法など、多岐にわたります。

このように、東日本大震災においては、個別の法律相談や受任のみならず、立法提言活動が行われ、実を結んだものもありますが、被災地の復興は順調とは言えず、未だに仮設住宅暮らしを強いられている被災者もあり、避難所生活の過酷さから、命を落とす方々も少なくありません。被災者に継続的に寄り添う活動は、弁護士のみならずマンパワーが不足しており、こころのケアについても、不十分であることは否めません。今後、首都圏直下型地震や南海トラフ地震の発生が予測される中、被災者支援の法制度の整備や関係機関の連携を進めていく必要があります。ひとりひとりができる事を少しずつ、進めていくことが、防災・減災に役立つと思います。

## 交換留学生の月次報告 小泉繁勝会員



タイ国に留学しているAさんより月次報告が届いております。文面を読みますと彼女が半年で大きく成長している様子が伝わってきます。元気に勉学をしている様子でなによりです。